

「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」(第1回)資料  
一般社団法人 日本民間放送連盟

人権尊重、コンプライアンス徹底、ガバナンス確保に関する  
民放連の現下の取り組み

1. 「民放連・緊急人権アクション」(5月22日理事会決定)の実行

- (1) 人権尊重・コンプライアンス等特別委員会の設置
- (2) ジェンダー平等推進プロジェクトの設置
- (3) フジテレビ同様事案に関する社内調査の実施と公表を会員全社に要請
- (4) 「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」の作成と会員全社での共有・活用
- (5) 民放業界全体としての人権救済メカニズムの検討
- (6) 経営トップを対象とした人権に関する講演会を実施
- (7) その他

- 緊急人権アクションの実行状況は、民放連ウェブサイトで情報開示をしています。

<https://www.j-ba.or.jp/category/references/jba106546>

(参考) 民放経営トップを対象に「第1回人権に関する講演会」開催 経営層が主体的に人権方針を策定、実践を(民放online記事)

<https://minpo.online/article/post-573.html>

2. 民放事業者のガバナンス確保の方策に関する検討

- ▶ 緊急対策委員会の内部組織として「ガバナンス対応特別プロジェクト」を6月13日付で発足させた。会長とキー局の副会長で構成。
- ▶ 民放事業者にはメディア環境の変化やステークホルダーの求めに対し、民主主義の基盤としての社会的価値と広告媒体としての経済的価値を高めていくことが求められている。ガバナンスは個社の経営の問題であることを前提に、自主・自律的に民放事業者におけるガバナンス確保のあり方を検討する。

以上

## 報道発表

### 民放各社のフジテレビ同様事案に関する自主調査結果について

フジテレビの女性アナウンサーが業務の延長上の会合で「性暴力」による重大な人権侵害を受けた事案が明らかになったことを踏まえ、一般社団法人日本民間放送連盟〔民放連〕は4月21日に文書で会員全社（207社）に対し、フジテレビと同様の事案の有無についての調査を自主的に実施・公表し、報告することを要請しました。

5月16日（金）に公表した第1次集約分を含め、6月6日（金）までに民放連に報告があった198社の調査結果について、最終集約として本日ウェブサイト（<https://j-ba.or.jp/>）で公開しました。その範囲内においては、フジテレビと同様の事案（番組出演者や出演者の関係者との会合において、「性暴力」による重大な人権侵害を起こした事案）はありませんでした。

ただし、調査において事実認定ができない回答が含まれていたとする社が2社あったほか、複数の社から、会食等で不快な思いをしたとの事案やハラスメントに関する事案が確認されたとの報告がありました。198社は社内調査の結果を自社のウェブサイト上で公表しています。

また、自主調査の要請とあわせて実施した、人権尊重・コンプライアンス徹底に関する各社の取り組み状況のアンケート結果も、最終結果をウェブサイトで公開しました。

この件に関する問い合わせ：民放連・役員室〔古賀・山田〕

電話 03-5213-7700

## 民放連・緊急人権アクション

### 1. 目的

フジテレビの女性アナウンサーが業務の延長上の会合で「性暴力」による重大な人権侵害を受けた事案が発覚し、同社の対応が不十分であったことが明らかになった。この問題を契機に、民間放送全体の人権意識やコンプライアンスを疑問視する声が、視聴者・リスナーやステークホルダーの間で高まっている。

民放連は2025年度第1回理事会において、民間放送への信頼を回復するために、人権を尊重しコンプライアンスを徹底することを決議した。この決議を踏まえて、今後1年の間に、以下の取り組みを緊急かつ自主的に進める。

### 2. 具体的取り組み

#### (1) 人権尊重・コンプライアンス等特別委員会の設置

会長を委員長とし、副会長および専務理事を委員として「人権尊重・コンプライアンス等特別委員会」(以下、特別委員会)を設置する。特別委員会は来年6月の定時総会までを期限として、この取り組みを強力に推進する。

本特別委員会の下部機構として、特別委員会委員社のコンプライアンス担当役員などで構成する「人権尊重・コンプライアンス等特別部会」(部会長:新堀仁子・テレビ朝日取締役、以下、特別部会)を置き、外部専門家の助言を得て、実務的な検討と事業の推進を行う。

#### (2) ジェンダー平等推進プロジェクト(仮称)の設置

フジテレビ事案をめぐって、民放業界におけるジェンダーバイアス、ジェンダーギャップが背景にあると指摘されている。特別委員会の下部機構として、「ジェンダー平等推進プロジェクト」(仮称、座長:檜原麻希・副会長、ニッポン放送社長)を、6月中をめどに設置する。

同プロジェクトは、民放業界における男性優位の構造を改革するための提言を行うことを目的とする。本プロジェクトの委員構成は、ジェンダーバランスに配慮するとともに、テレビキー局や準キー局だけでなく、ローカル局、ラジオ局からの参加を得て、多様性を重視したものとし、外部専門家の助言を得て提言をとりまとめる。

#### (3) フジテレビ同様事案に関する社内調査の実施と公表を会員全社に要請

会員全社に対して、フジテレビ同様事案に関する社内調査を実施し、自主的に公表することを4月21日付で文書により要請した。各社が自主的に公表した内容を、民放連で集約して公表する(5月16日に第1次集約を公表、6月上旬に第2次集約を公表予定)。

(4) 「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」(以下、人権対応ガイドブック)の作成と会員全社での共有・活用

「人権対応ガイドブック」は、会員社が、自社ならびにグループ会社や関連会社(契約相手企業等)において人権対応の取り組みを進める際の手引きとして、▽「ビジネスと人権」に関する全体像、▽人権方針の策定、▽人権デューデリジェンス(人権DD)の実施、▽人権侵害があった場合の救済――などの具体的なプロセスなどを取りまとめたもの。総務委員会で作成を進めており、6月13日の理事会で決定する予定。会員社のコンプライアンス担当を対象とした人権対応ガイドブックの説明会を7月末までに開催し、共有、活用する。

(5) 民放業界全体としての人権救済メカニズムの検討

特別委員会および特別部会において、民放業界全体の人権救済メカニズムのレビューを行う。ローカル局への支援を念頭に、業界全体での人権救済メカニズムの構築・向上策を検討し、可及的速やかに結論を得る。

(6) 経営トップを対象とした人権に関する講演会を実施

経営トップを対象にした人権に関する講演会を連続して実施する。その第1回として、「人権対応ガイドブック」(仮称)の作成にあたって助言をいただいた、ビジネスと人権に関する専門家の小磯優子氏(OURS小磯社会保険労務士法人 代表社員 特定社会保険労務士)の講演会を6月13日に開催する。今後、人権をテーマにして外部専門家(例えば、BPO関係者を想定)による講演会を開催する。

(7) その他

今後、特別委員会および特別部会で具体的な検討を行い、適切な施策があれば追加して進めていく。

### 3. 取り組みの公表

本アクションの成果や活動は、記者会見や民放連ウェブサイトで逐次公表していくとともに、民放連のウェブマガジン「民放online」などで紹介していく。

以 上

フジテレビ事案への対応経緯

【4月】

2日	◇緊急対策委員会を開催し、フジテレビが設置した第三者委員会が3月31日に公表した調査結果と同社の対応状況について清水社長から説明を受けたうえで、①フジテレビに会長名の「嚴重注意文書」を手交、②会員各社に人権尊重とコンプライアンスの徹底に関する注意喚起文書を送付、③フジテレビの「自社の役職員が民放連理事・副会長、専門委員会委員長に就任することを自粛したい」旨の申し出を了承——などの対応を決定。遠藤龍之介会長が辞任し、堀木卓也専務理事が会長職務代行者に就く。
4日	◇総務省が民放連に行った行政指導の文書を会員全社に送付し、人権尊重およびコンプライアンス徹底に関する体制などの再点検を進めるよう要請。
21日	◇会員全社に、①フジテレビ事案を踏まえた社内調査の実施と公表、②人権尊重・コンプライアンス徹底に関する取り組み状況調査——の2点を要請。

【5月】

16日	◇4月21日に会員全社へ要請した社内調査の第一次集約結果を公表。5月9日までに民放連に報告があった117社の社内調査の結果では、フジテレビと同様の事案はなし。
22日	◇臨時総会ならびに理事会の決議を経て、民放連の新会長にテレビ朝日会長の早河洋氏が就任。放送法に基づく放送の自律の精神を踏まえて、真に人権が尊重される社会の実現に向けて努力を重ねていくことを理事会で決議。 ◇上記決議を踏まえて、今後1年の間に緊急かつ自主的に進める「民放連・緊急人権アクション」を決定。内容は、①会長が委員長を務め、副会長および専務理事を委員とする「人権尊重・コンプライアンス等特別委員会」の設置(同日に第1回会合を開催)、②同特別委員会の下部機構として、人権尊重・コンプライアンス等特別部会およびジェンダー平等推進プロジェクトの設置、③フジテレビ同様事案に関する社内調査の実施と公表を会員全社に要請、④「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」の作成と会員全社での共有・活用、⑤民放業界全体としての人権救済メカニズムの検討、⑥経営トップを対象とした人権に関する講演会の実施——など。

【6月】

11日	◇会員全社へ要請した社内調査の第二次集約結果(計198社)を公表。フジテレビと同様の事案はなし。一方、▽調査で事実認定ができない回答が含まれていた(2社)、▽会食等で不快な思いをしたとの事案やハラスメントに関する事案が確認された(複数社)——との報告があった。
13日	◇緊急対策委員会の内部に会長とキー局の副会長で構成する「ガバナンス対応特別プロジェクト」を設置(同日に第1回会合を開催)。 ◇会員協議会でフジテレビ清水社長が同社の再生・改革に向けた取り組みの進捗状況を報告。 ◇「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」を作成。会員各社へ送付・周知。7月に会員全社に向けた説明会を開催予定。 ◇経営トップを対象とした「人権に関する講演会」を開催。小磯優子・特定社会保険労務士が「ビジネス推進の現場における人権尊重の必要性と実践方法」と題して講演。